

(別紙様式1)

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鳥取県
農業委員会名： 米子市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	ホームページ及び公示
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	おおむね10日以内に作成している。
改善措置	—

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	ホームページに掲載 事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 67件、うち許可 67件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地元農業委員及び事務職員が現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審査している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	67件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 69件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地元農業委員、事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。又、農地部会委員による月に4～5箇所での現地調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	11 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	9 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	2 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	2 法人
	提出しなかった理由	・新設法人で報告期間に至らなかったため (1法人)
	対応方針	・引続き報告書の提出を求める。
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 552件 公表時期 平成24年2月 情報の提供方法:ホームページ、農業委員会だよりに掲載
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,132 件 取りまとめ時期 平成23年6月 情報の提供方法: —
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,782 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備 データ更新:農地法の許可、農地利用集積計画に基づく利用権設定、利用状況調査結果、相続等の届出等、その他補足調査を実施し随時更新している。
	是正措置	—

(5) 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 503 件、うち決定 503 件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容により確認している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき審査している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	ホームページ、議事録にて詳細に公表している。
	是正措置	—

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	なし
農地転用に関する事務	なし
農業生産法人からの報告への対応	なし
情報の提供等	なし
その他法令事務に関するもの	なし

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成23年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,790 ha	198 ha	5.20%
課 題	本市の耕作放棄地の多くは弓浜地区に集中している。 弓浜地区は畑地が多く、農業従事者の減少・高齢化、農産物価格の低迷等が耕作放棄地の増加の要因としてあげられる。また基盤整備が未実施で小区画など条件不利地が多く、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。		

2 平成23年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20.4 ha	18.7 ha	92%

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～12月	36人	8月～12月	
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし、道路からの目視による、巡回調査を実施 2.調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査			
遊休農地への指導	実施時期:4月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		11月～3月	39人	11月～3月	
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし、道路からの目視による、巡回調査を実施 2.調査区域を35地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 3.農業委員会職員が確認調査を実施			
	遊休農地への指導	実施時期:11月～3月			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 288 件	指導面積: 12 ha	指導対象者: 229 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0 件	面積: 0 ha	対象者: 0 人	
その他の取組状況	農業委員により、随時農地パトロールを実施				

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は、達成できなかったが、遊休農地所有者等への指導は行われており、目標としては妥当。
活動に対する評価の案	市が行う耕作放棄地対策事業及び、鳥取西部農協が実施している農地利用集積円滑化事業などと連携し、耕作放棄地の解消に努めた。そのうち耕作に至ったものは10.1ha草刈等の保全管理が8.1haであった。今後、農家への利用状況調査や指導を行うとともに遊休農地の有効利用が図られるようにすることが必要。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は、達成できなかったが、遊休農地所有者等への指導は行われており、目標としては妥当。
活動に対する評価	市が行う耕作放棄地対策事業及び、鳥取西部農協が実施している農地利用集積円滑化事業などと連携し、耕作放棄地の解消に努めた。そのうち耕作に至ったものは10.1ha草刈等の保全管理が8.1haであった。今後、農家への利用状況調査や指導を行うとともに遊休農地の有効利用が図られるようにすることが必要。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成23年3月現在)	農家数	3,545戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	323戸	94経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	9法人			
課 題	小規模兼業農家が多く、農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。				

※ 農家数等は2010年農業センサス速報(概数値)から抜粋

(2) 平成23年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	3 経営	— 法人	— 団体
実 績 ②	3 経営	— 法人	— 団体
達成状況 (②/①×100)	100%	—%	—%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	関係機関と連携し、担い手の育成、及び確保に向けた活動を行う。	—	—
活動実績	認定会議等に出席し担い手の育成確保に向けた活動を行った。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	新規認定農業者が3名あり、目標値は妥当であった。	—	—
活動に対する評価の案	今後も関係機関と連携し、普及活動を継続的に実施する必要がある。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	新規認定農業者が3名あり、目標値は妥当であった。	—	—
活動に対する評価	今後も関係機関と連携し、普及活動を継続的に実施する必要がある。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成23年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,619 ha	435.6 ha	12%
課 題	弓浜地区は、畑地で基盤整備が未実施であるなど条件不利地が多く、農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃等が、農地の確保・通行利用を図る上での課題となっている。		

※ 管内の農地面積は市街化区域を除く農地総面積

(2) 平成23年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	46.1 ha	230%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	【4月・10月】円滑な権利移動ができるよう、農業委員会報やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の精度等の周知を実施 【随時】農地の利用集積に向けた掘り起し活動や担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動の実施
活動実績	①農地相談、農業委員会報による農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知が図られた。 ②期間の終了する利用権設定について、更新の文書勧奨を行った。 ③市、鳥取西部農協と連携し貸し手、借り手との連絡調整を図った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	労力不足等による経営縮小が予想以上に進み、利用権設定の周知が図られたこともあり、担い手等への利用権設定が進み、目標を達成した。
活動に対する評価の案	引続き、理解を得るための活動を継続することが必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	な し
活動の評価案に対する意見等	な し

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	労力不足等による経営縮小が予想以上に進み、利用権設定の周知が図られたこともあり、担い手等への利用権設定が進み、目標を達成した。
活動に対する評価	引続き、理解を得るための活動を継続することが必要。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成23年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,790 ha	0.47 ha	0.01%
課 題	遊休農地の増加に伴い、違反転用や残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上で課題となっている。		

(2) 平成23年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.47 ha	0 ha	0%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	【4月・10月】農業委員会報やホームページ等による周知 【随時】農地パトロールの実施 ・違反転用の早期是正指導 ・農地パトロールによる早期発見・早期是正に努める
活動実績	農業委員会報により農地転用制度の周知及び違反転用が犯罪である旨を周知 地元農業委員による農地パトロールの実施により未然に違反転用の防止が図れた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期指導が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価の案	違反転用者への是正指導にもかかわらず、是正されていない。県と連携し是正指導を強化する必要。 農業委員会会報等により違反転用の啓発活動を行うことが必要。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	な し
活動の評価案に対する意見等	な し

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期指導が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価結果	違反転用者への是正指導にもかかわらず、是正されていない。県と連携し是正指導を強化する必要。 農業委員会会報等により違反転用の啓発活動を行うことが必要。